

各 位

応用地質株式会社

会 社 名
 代 表 者 代表取締役社長 成田 賢
 (コード番号：9755 東証第1部)
 問 合 せ 先 取締役常務執行役員
 中川 渉
 電 話 番 号 03-5577-4501 (代)

株式給付信託 (BBT及びJ-ESOP) への追加拠出に伴う
 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2021年6月1日(火)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 382,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金1,288円
(4) 処 分 総 額	492,016,000円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2014年3月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、「株式給付信託 (BBT)」(以下「BBT制度」といい、BBT制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「BBT信託」といいます。)を導入しております。その後、2018年3月27日開催の定時株主総会、2021年3月26日の定時株主総会において、BBT制度を一部改定のうえ継続しております。

また、当社は、2014年2月13日開催の取締役会の決議に基づき、「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「J-ESOP制度」といい、J-ESOP制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「J-ESOP信託」といいます。)を導入しております。その後、2018年2月14日開催の取締役会、2021年2月12日開催の取締役会において、J-ESOP制度を一部改定のうえ継続しております。

BBT制度及びJ-ESOP制度の概要につきましては、2014年2月13日付「株式給付信託 (J-ESOP) の導入に関するお知らせ」及び2021年2月12日付「株式給付信託 (BBT) の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照下さい。)

今般、当社は、BBT 制度及び J-ESOP 制度（以下、併せて「本制度」といいます。）の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を BBT 信託及び J-ESOP 信託が取得するため、BBT 信託、J-ESOP 信託それぞれに対する金銭の追加拠出（以下、「追加信託」といいます。）を行うこと、及び本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（BBT 信託及び J-ESOP 信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）にそれぞれ設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の取締役役に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2021年12月末日で終了する事業年度から2023年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度分で17,000株）及び「株式給付規程」に基づき当社の執行役員及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（365,000株）の合計であり、2021年3月31日現在の発行済株式総数26,664,373株に対し1.43%（2021年3月31日現在の総議決権個数254,601個に対する割合1.50%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。

※BBT 信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2021年6月1日
追加信託金額 20,896,000円（注）
取得する株式の種類 当社普通株式
取得株式数 17,000株
株式の取得日 2021年6月1日
株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

（注）本信託は、追加信託金額（20,896,000円）及び信託財産に属する金銭（1,000,000円）の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

※J-ESOP 信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2021年6月1日
追加信託金額 436,120,000円（注）
取得する株式の種類 当社普通株式
取得株式数 365,000株
株式の取得日 2021年6月1日
株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

（注）本信託は、追加信託金額（436,120,000円）及び信託財産に属する金銭（34,000,000円）の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,288円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額1,288円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均1,325円（円未満切捨）に対して97.21%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均1,305円（円

未満切捨)に対して98.70%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均1,288円(円未満切捨)に対して100.00%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名(うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しないとの判断に対して妥当である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上